

令和4年5月23日

漁船リース事業者各位
都道府県水産部局（漁船リース担当）各位

NPO 水漁機構（漁船リース班）

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業業務細則の一部改正について


日頃より漁船リース事業にご協力賜りお礼申し上げます。

標記につきまして、農林水産事務次官より令和4年3月29日付けで「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」の一部改正があり、これに伴い水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業業務細則の一部改訂を行います。

つきましては、令和4年6月1日以降の関連書類の提出にあたりましては下記によりお手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、当機構 HP を更新いたしましたのでご活用ください。

記

1. 業務細則
新旧対照表 … 別添
改正日 … 令和4年5月18日
2. 改正箇所
主な事業項目の変更（別添新旧対照表参照）
（現 行）水産関係民間団体事業 **実施要領**

（変更後）水産関係民間団体事業 **補助金交付等要綱**
（注）今回の改正箇所は、別記様式第 5-2、6-1～6-9 号となります。
3. その他
当機構ホームページの「実用申請書データ版（リース事業者使用）」
を更新しておりますので **6月1日以降** は必ずこちらをダウンロードしてご使用ください。

以上